広報利用に係る同意書

※　広報利用に係る同意は任意であり、同意は補助金の交付決定の要件ではありません。ただし、同意・不同意に関わらず、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、広島県情報公開条例に基づく情報公開の対象になります。

　当社・団体は、交付決定を受けた場合、

　　１　広島県が運営する広島県奨学金返済支援制度導入企業データベースに掲載し、所定の情報を一般公開するとともに、教育機関や学生等に情報提供すること

　　２　広島県が、自ら又は他者が作成する、ホームページ、発行する印刷物、その他広報媒体において、当社・団体を、働き方改革に取り組み、従業員に対する奨学金返済支援制度を設けている事業者として、事業者名（社名・団体名）、所在地、事業概要及び制度の概要を広報目的で掲載すること

　以上の事項について

　同意する　　　・　　　同意しない

令和　　年　　月　　日

 　企　業・団 体 名

　　　　　　　　　　代表者 職・氏名